平成２１年（フ）第１８４６号
神奈川県逗子市逗子２丁目６番23―603号
債務者　高田喜一郎こと　高　　宗兌
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２号
島根県出雲市大社町中荒木1138番地６
債務者　板倉　利治
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光谷香朱子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６３号
島根県出雲市大社町中荒木1138番地６
債務者　板倉　茂子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　光谷香朱子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４４号
広島県三次市君田町西入君406番地
債務者　横手千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３０７号
愛知県春日井市味美町２丁目105番地
債務者　亀田　隆一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６９号
名古屋市中川区かの里２丁目608番地の７
債務者　松本桂子こと　趙　　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６９号
愛知県知立市昭和８丁目１番地　知立団地23棟302号
債務者　但馬カーラこと　アゼベド　カーラ　タジマ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
愛知県岡崎市針崎町宮前37―１、住民票上の住所愛知県岡崎市日名中町３番地11　杉崎アパート101
債務者　神津仙太郎
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
愛知県豊田市梅坪町10丁目１番地６　メゾンブランシェⅡ201号
債務者　福井　純司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
函館市本通１丁目28番17号
債務者　中村　律子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３１６号
函館市美原４丁目23番12号
債務者　那須　峰子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３２６号
函館市日吉町２丁目14番３号
債務者　吉田　　恵（旧姓吉尾）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第７２号
三重県度会郡玉城町勝田3277番地19
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
三重県度会郡南伊勢町神前浦252番地２
債務者　小嶋　逸郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
群馬県高崎市城山町１丁目４番地１　県住H棟117号
債務者　松本　　真
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２７０号
群馬県藤岡市藤岡1907番地
債務者　植原　秀子（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８４２号
埼玉県志木市柏町４丁目１番30号　ニューハウス志木105号、旧住所埼玉県比企郡小川町大字大塚533番地１
債務者　吉田多恵子（旧姓工野）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係